

○厚生労働省告示第二百五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項及び第二十条の四第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年十一月一日から適用する。ただし、第二条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件第四条第一号の改正規定は、告示の日から適用する。

令和二年五月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二第二項に規定する障害者等通勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に支給する助成金の額は、同号に規定する重度障害者等職場適応措置（第四条第一号において「重度障害者等職場適応措置」という。）の対象となる施行規則第二十条の二第一項第一号において「措置対象者」という。）一人につき月額三万円（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者にあつては、二万円）とする。</p> <p>第二条 助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する介助の業務を担当する者（以下「第一号介助者」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇</p>	<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二第二項に規定する障害者等通勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に支給する助成金の額は、同号に規定する重度障害者等職場適応措置（以下「重度障害者等職場適応措置」という。）の対象となる同号に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）にあつては、二万円）とする。</p> <p>第二条 助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する介助の業務を担当する者（以下「第一号介助者」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇</p>

用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した第一号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ（略）

口 第一号介助者の委嘱に係る助成金 第一号介助者の委嘱一回につき一万円（ただし、一年につき二十四万円（施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する労働者が同号イに規定する機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務（第三号口において単に「事務的業務」という。）に従事する場合にあつては、百五十万円）を限度とする。）

二・三（略）

四 施行規則第二十条の二第一項第二号に規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者（以下この号及び第四条第五号において「手話通訳担当者等」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）を限度とする。

五 施行規則第二十条の二第一項第二号ホに規定する健康相談のために必要な機構が別に定める医師（以下この号及び第四条第五号において「健康相談医」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が健康相談医の委嘱一回につき二万五千円を超えるときは、委嘱一回につき二万五千円）を限度とする。

一人につき年額三十万円を限度とする。

用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した第一号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ（略）

口 第一号介助者の委嘱に係る助成金 第一号介助者の委嘱一回につき一万円（ただし、一年につき二十四万円（施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する労働者が同号イに規定する機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務（以下単に「事務的業務」という。）に従事する場合にあつては、百五十万円）を限度とする。）

二・三（略）

四 施行規則第二十条の二第一項第二号に規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者（以下「手話通訳担当者等」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）を限度とする。

五 施行規則第二十条の二第一項第二号ホに規定する健康相談のために必要な機構が別に定める医師（以下「健康相談医」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が健康相談医の委嘱一回につき二万五千円を超えるときは、委嘱一回につき二万五千円）を限度とする。

一人につき年額三十万円を限度とする。

六 施行規則第二十条の二第一項第二号ハに規定する職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者（以下この号及び第四条第八号において「職業コンサルタント」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従って算定した職業コンサルタントの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ・ロ（略）

七 施行規則第二十条の二第一項第二号トに規定する在宅勤務障害者（以下この号において「在宅勤務障害者」という。）の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者（施行規則第二十条の二第一項第二号トに規定する者をいう。以下この号において「在宅勤務コーディネーター」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従って算定した在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）に在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理に係る制度の整備（機構が別に定める場合に限る。）につき十万円を加えて得た額

イ・ロ（略）

八 その雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、施行規則第一条の二に規定する知的障害者又は施行規則第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、施行規則

六 施行規則第二十条の二第一項第二号ハに規定する職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者（以下「職業コンサルタント」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従って算定した職業コンサルタントの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ・ロ（略）

七 施行規則第二十条の二第一項第二号トに規定する在宅勤務障害者（以下「在宅勤務障害者」という。）の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者（同号トに規定する者をいう。以下「在宅勤務コーディネーター」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従って算定した在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）に在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理に係る制度の整備（機構が別に定める場合に限る。）につき十万円を加えて得た額

イ・ロ（略）

八 その雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二

則第一条の二に規定する知的障害者又は施行規則第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情の改善を図るための業務（以下この号において「合理的配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び第四条第七号において「合理的配慮相談員」という。）に係る助成金（次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額

イ（略）

ロ 合理的配慮相談員（イに掲げる者を除く。）の新たな配置に係る助成金 一人につき月額一万円（ただし、一人につき六箇月（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主（次条において単に「中小企業事業主」という。）にあつては、十二箇月）かつ五人までの支給に限る。）

ハ・ニ（略）

第三条 助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第三号に該当する事業主に支給する助成金の額は、機構が別に定める基準に従って算定した同号に規定する介助の業務を担当する者（次条第八号において「第三号職場介助者」という。）の委嘱に要する費用の額に五分の四（ただし、中小企業事業主にあつては十分の九）を乗じて得た額（その額が、委嘱一回につき月額十三万三千元を超えるときは、月額十三万三千元（ただし、中小企業事業主にあつては、委嘱一回につき月額十五万円を超えるときは、月額十五万円）とする。ただし、当該助成金の支給の対象となる委嘱は、一会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において施行規則第二十条の二第一項第三号イからハまでに規定する労働者一人につき一回までとする。

に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情の改善を図るための業務（以下この号において「合理的配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び次条第七号において「合理的配慮相談員」という。）に係る助成金（次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額

イ（略）

ロ 合理的配慮相談員（イに掲げる者を除く。）の新たな配置に係る助成金 一人につき月額一万円（ただし、一人につき六箇月（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主にあつては、十二箇月）かつ五人までの支給に限る。）

ハ・ニ（略）

（新設）